

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する福祉団体（以下、「団体」という。）助成金交付事業について必要な事項を定め、市内において高齢、障害、ひとり親家庭、児童・青少年育成等の各福祉分野にかかる市域での福祉活動の推進を行う団体の支援を通し、彦根市全体における社会福祉活動の増進を図ることを目的とする。

(助成対象団体等)

第2条 この要綱により助成する対象は、次の各号の要件のすべてを満たしている団体とする。

(1) 市内において高齢、障害、ひとり親家庭、児童・青少年育成等の各福祉分野にかかる市域での福祉活動の推進を行う団体であること。

(2) 団体の所在地が市内にあり、市内の地域福祉向上を図ることを目的とした活動を行っていること。

(3) 彦根市内の市民で組織され、主に市内で活動する団体であること。

(4) 会員または構成員10名以上からなる団体であり、会則または規約を有し、毎年度活動計画および報告書、収支予算および決算書を作成していること。

(5) 地域福祉の向上に寄与する活動を2年以上継続して行っていること。

2 前項の規定に関わらず、活動の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象から除くものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治活動、宗教活動を目的とする活動

(3) 公的機関または本会からの助成を受けている活動

(4) 行政等からの委託的色彩の強い活動

(5) 施設等の依頼により行っている活動

(助成金の額および対象経費)

第3条 助成金については、事業支出予定総額が10,000円以上の団体に対して、別表に定める額を限度に本会の当該年度の予算の範囲内とする。(千円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。)

2 おおむね市内全域に活動実態がある団体で支部を保有する団体に対しては、別表に定める額を限度に助成金を加算する。ただし、支部について次の各号の要件をすべて満たす場合に限る。

(1) 団体の会則または規約において支部を置くことが規定されていること。

- (2) 1 支部あたりの活動範囲が小学校区または中学校区であること。
  - (3) 1 支部あたりの会員または構成員が5名以上であること。
  - (4) 支部における活動実績がおおむね月1回以上であること。
- 3 助成の対象となる経費は、団体が事業を行うために直接要する経費とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、飲食費については、助成の対象としない。

- (1) 消耗品費
  - (2) 印刷製本費
  - (3) 通信運搬費
  - (4) 諸謝金（団体構成員に対するものは除く）
  - (5) 賃借料
  - (6) 会議費
  - (7) 旅費交通費
  - (8) 研修費
- （交付申請）

第4条 この助成金を受けようとする団体は、福祉団体助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて本会長（以下、「会長」という。）へ、指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 会則、規約またはそれに準じるもの
- (4) 前年度の事業報告書および収支決算書
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 前条第2項に規定する支部加算を申請する団体は、各支部における支部概要書・事業計画書（別紙3）を作成し、会長へ提出するものとする。  
（交付決定）

第5条 会長は、前条の交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、福祉団体助成金交付決定通知書（様式第2号）により団体へ通知するものとする。

（助成金の概算払）

第6条 会長は、助成金の交付の目的を達成するため、助成金を概算払により交付するものとする。

2 概算払を受けようとする助成対象団体は、前条の通知後、速やかに福祉団体助成金概算払交

付請求書（様式第3号）を会長へ提出しなければならない。

3 会長は、前項の請求書を受理したときは、助成金額を概算払するものとする。

（内容の変更等）

第7条 第5条の規定により助成金の交付決定を受けた団体が、当該助成対象内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは当該助成対象内容を中止もしくは廃止しようとするときは、福祉団体助成金（変更・中止・廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出し、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 助成金の交付を受けた団体は、福祉団体助成金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該年度終了後、指定する期日までに会長へ提出しなければならない。

(1) 事業報告書（別紙4）

(2) 収支決算書（別紙5）

(3) その他、会長が必要と認める書類

2 支部加算を受けた団体は、各支部における事業報告書（別紙6）を提出しなければならない。（助成金の返還等）

第9条 会長は、助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全額または一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき。

(2) 助成金を目的外に使用したとき。

(3) その他、本要綱に違反したとき。

（帳簿等の整理保存）

第10条 助成金を受けた団体は、活動に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつこれらの帳簿および書類を助成が終了した次年度から3年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2. 要綱施行に係る経過措置

施行前において、本助成要綱の助成申請限度額（以下、「限度額」という。）を超える助成

を受けていた団体にあつては、平成23年度助成額から限度額を差し引いた額の1/2に限度額を加えた額を申請の上限とし、次年度も同様とする。

なお、この経過措置は平成26年3月31日をもって失効する。

#### 付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、改定後の規定は、平成28年度の予算にかかる助成金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行し、改定後の規定は、平成29年度の予算にかかる助成金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和元年7月 日から施行し、改定後の規定は、令和元年度の予算にかかる助成金から適用する。

#### 別表（第3条関係）

種 別	助成申請限度額
1 団体あたり	50,000円
おおむね市内全域に 活動実態があり支部を 保有する団体の場合	1 団体あたり 100,000円
	(上記に加えて) 1 支部あたり 5,000円/1支部 (85,000円/17学区を限度とする)